

## 令和7年横瀬町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日（月）午前10時から10時33分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（13人）

会長	10番	大 場 保 孝
会長職務代理者	2番	町 田 裕
農業委員	1番	村 越 則 人
	3番	長 嶋 隆 夫
	4番	高 野 直 政
	5番	長 島 教 夫
	6番	町 田 文 利
	7番	大 野 雅 弘
	8番	長 島 成 子
	9番	八木原 智 宏
	農地利用最適化推進委員	第1
第2		町 田 幸 広
第3		町 田 勝 一

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	浅 見 聰
書記	長 嶋 昭 浩
	赤 岩 亮 輔

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻前なのですけれども、本日の会議のほうを始めたいと思います。

本日は、全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第8回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項により規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、八木原委員、3番、長嶋委員の2名の方にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第15号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号について説明いたします。

議案第15号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑が2筆で、現況地目は山林が1筆、畑が1筆です。計画面積は1,097平方メートルであります。譲受人は町内在住の方で、譲渡人は深谷市とさいたま市在住の方であります。申請理由は所有権移転となっております。

3ページ目を御覧ください、案内図1で場所についてご説明いたします。

申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、県営横瀬五番団地から北東に約300メートルのところが申請地になります。

この農地につきまして譲受人が農地を取得し、耕作面積を拡大するための申請となっております。申請地は、長年耕作が続けられてきましたが、一部山林化している場所があります。所有者が高齢となり管理も続けられないということから、譲受人が耕作面積を拡大するために本申請に至りました。これまで耕作が続けられてきた畠は大豆を栽培し、山林化している畠は果樹の栽培を行います。

4ページ目を御覧ください。審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得し、反する行為（違反転用）がないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第6号地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局としましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明を終了いたします。

続いて、議案第15号について、担当委員の説明に移ります。

担当委員の中推進委員、お願いいいたします。

中推進委員 農地利用最適化推進委員の中です。上程されました議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

8月19日午前9時頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、県営横瀬五番団地から北東約300メートル付近になります。申請地は、これまで耕作がされていた土地ですが、一部山林化している土地でございます。この農地について所有権を移転し、大豆や果樹類を栽培するための申請でございます。

譲渡人の自宅が申請地に隣接していることからも、常時従事要件は満たしているかと思われます。また、その他の要件につきましても問題ないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、町田委員、お願ひします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第15号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査しまして、8月19日午前9時頃に中推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、譲受人の自宅並びに農地が隣接しております、他の農地も耕作していることから農業経験も十分ありますので、全部効率利用要件については問題ないかと思われます。

また、事務局の先ほどの説明のとおり、他の要件も満たしていると判断できますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何か質疑はございますか。質疑ございませんか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第15号につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。

日程第4、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第16号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号について説明いたします。

議案第16号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は宅地が5筆、雑種地が2筆で、現況地目は畠が7筆で、計画面積は2,066.35平方メートルです。譲受人は秩父市の法人で、譲渡人は横瀬町在住の方です。申請理由は建売住宅で、権利の種類は所有権移転となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅から西に約250メートル付近に申請地がございます。

この農地について、所有権の移転を行い、建売住宅として転用をしたいとの申請でございます。農地区分は、申請地が駅から300メートル以内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

8月20日午後2時半頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は横瀬駅から西に約250メートル付近になります。今回の申請は、3種農地での建売住宅ということですので、特段問題はないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、八木原委員、お願いいいたします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第16号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月20日午後2時半頃、町田推進委員と現地確認を行いました。

申請地は、以前まで梅林となっていた土地ですが、現在は伐根され畠となっております。周辺に畠などもなく、3種農地での建売住宅ですので、特段問題はないと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。質疑ございますか。

議長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時16分

議 長 休憩を終了いたします。

それでは、質疑はございますか。ないでしょうか。

〔なし〕

議 長 ないということでよろしいですね。

それでは、お諮りをいたします。上程中の議案第16号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することと決定いたしました。

日程第5、議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件を議題といたします。

議案第17号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第17号について説明いたします。

まずは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願について説明いたします。これらの証明は、農地の相続等に係る特例措置を受けている方が、適正に農業に取り組んでいるかを調査するため、所管する税務署が3年ごとに調査を行う際、添付資料として必要となるものです。既に農業を廃業していないか、対象農地が農地以外のものに転用されていないか等、農業委員会はその事実に基づき、証明をすることになります。

それでは、上程されました議案第17号について説明いたします。

申請者は、議案書にございますとおり、新座市在住の方です。該当する農地は、議案書の地番の欄にあります13筆です。7ページ目、8ページ目を御覧ください。案内図3、4で場所についてご説明いたします。

申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、案内図3の札所9番付近と案内図4の寺坂棚田公衆トイレから140メートル付近が申請地になります。

申請者は、租税特別措置法の規定により相続税の納税猶予を受けている方で、農業委員会での農業従事、農地の状況を確認して証明することとなっています。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、議案第17号について担当委員の説明に移ります。

第1区地域担当委員の中推進委員、お願いいいたします。

中推進委員 農地利用最適化推進委員の中です。上程されました議案第17号について所見を申し上げます。

8月19日午前9時15分頃、補助委員の町田農業委員と現地を確認いたしました。現地は寺坂棚田駐車場より東に約150メートル付近になります。申請地は稲作が行われており、農業経営が続けられていると判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、町田委員、お願いいいたします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第17号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月19日午前9時15分頃、中推進委員と現地確認を行いました。申請地は稲作が行われておりましたので、引き続き農業経営が行われていると判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 続いて、第2区地域担当委員の町田推進委員、お願ひします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第17号について所見を申し上げます。

8月22日午前9時頃、補助委員の長島農業委員と現地確認を行いました。場所は札所9番付近になります。申請地は作物の栽培がされており、農地として適切な管理がされていると判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、長島委員、お願いいいたします。

長島委員 補助委員の長島です。上程されました議案第17号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月22日午前9時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。申請地は柿等の作物が栽培されており、適切に管理されていると思われます。

皆様のご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ご質疑ございますか。

議長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時31分

議長 それでは、休憩を終了いたします。

質疑ございますでしょうか。

[「なし」]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第17号につきましては、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議長 全員賛成です。

よって、議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件につきましては、証明することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りをいたします。

会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(午前10時33分)